『魏略』の撰者、魚豢の思想

柳川　順子

はじめに

『三国志』裴松之注に引く諸文献の中でも最多を占める『魏略』(一)は、三国魏の魚豢という人物によって編まれた私撰の歴史書である。『隋書』経籍志の史部・雑史類に「典略八十九巻、魏郎中魚豢撰」と記録される『典略』の内の、現代史を扱った三十八もしくは三十九巻が『魏略』に相当すると推定されている(二)。完本は伝存しないが、本来は本紀・志・列伝から成る紀伝体、いわば正史のスタイルを取っていたらしい(三)。一方、魚豢という人物についてはほとんど未詳である。前掲の『隋書』経籍志に、『典略』の著者として魏の郎中であったことが付記され、唐代の歴史家劉知幾（六六一―七二一）の『史通』外篇「古今正史」に、京兆（陝西省西安市の北西）の人であることが記されている以外は、自身が歴史書にその伝を記されることもなく(四)、その著書も、『旧唐書』経籍志の乙部史録・正史類に「魏略三十八巻」、同雑史類に「典略五十巻」が著録されているのを最後に、完本の消息を断ってしまった、今ではほとんど無名の歴史家である。この魚豢という人物の思想を、その著書『魏略』の記述内容や編集態度を通して蘇らせようというのが本稿の目論見である。

『魏略』には、陳寿の『三国志』本文にも、裴注に引く他の文献にも記されていない記述が散見する。また、本書

はその断片からも特徴的な編目構成を取っていたらしいことが窺われる。更に、時には魚豢その人が前面に出てきて熱く語り始める部分も少なくない。それでも、これは魚豢の私的著作物ではなく、当代の王朝を対象とした紀伝体の歴史書である。すると、もしかしたら彼は、個人による正史『魏略』の編纂という営為を通して、何らかの強い思いを後世に書き残そうとしたのではないか。こう考えて、魚豢の『魏略』に注目し始めたのであったが、このような観点からの『魏略』研究は、今のところ管見の及ぶ範囲内ではほとんど見当たらない(五)。本稿は、『魏略』という歴史書を、事実究明のための資料として用いるのではなく、それ自体をひとつの著作として捉えようとするものである。

一

先に、『魏略』は私撰の歴史書であると述べた。では、魚豢はなぜ個人の立場から国史を編纂しようとしたのだろうか。この問題に関して、先にも触れた劉知幾の『史通』外篇「古今正史」には、次のような示唆に富む記述が見えている。

魏史、黄初・太和中、始命尚書衛覬・繆襲、草創紀伝、累載不成。又命侍中韋誕・応璩、秘書監王沈、大将軍従事中郎阮籍、司徒右長史孫該、司隷校尉傅玄等、復共撰定。其後王沈独就其業、勒成魏書四十四巻。其書多為時諱、殊非実録。

魏史は、黄初・太和中に、始め尚書の衛覬・繆襲に命じて紀伝を草創せしめしが、載を累ぬるも成らず。又た侍中の韋誕・応璩、秘書監の王沈、大将軍従事中郎の阮籍、司徒右長史の孫該、司隷校尉の傅玄等に命じて、復た共に撰定せしむ。其の後 王沈 独り其の業に就き、『魏書』四十四巻を勒成す。其の書は多く時諱を為し、

殊に実録には非ず。

これによると、魏の王朝史は次のような経緯を経て成ったという。魏の文帝曹丕が治めた黄初年間（二二〇―二二六）、及び明帝曹叡の太和年間（二二七―二三三）中のこと、最初、衛覬・繆襲の両名に紀伝体の歴史書編纂を開始するよう命が下ったが、何年たっても出来上がらなかったので、重ねて韋誕・応璩・王沈・阮籍・孫該・傅玄等に、国史の共同撰定が命ぜられた（六）。その後、王沈が単独でこの事業に就き、『魏書』四十四巻（『隋書』経籍志には四十八巻と記す）を完成させたが、それは、王朝に差し障りのある時事を多く忌避する、とても実録とは呼べないものであったという。なお、このことに関連しては、唐の貞観二十二年（六四八）に成った『晋書』巻三十九・王沈伝にも、次のような記述が見えている。

正元中、遷散騎常侍・侍中、典著作。与荀顗・阮籍共撰魏書、多為時諱、未若陳寿之実録也。

正元中、散騎常侍・侍中に遷り、著作を典る。荀顗・阮籍と共に『魏書』を撰するも、多く時諱を為し、未だ陳寿の実録に若かざるなり。

この記事は、前掲の『史通』との間に若干の食い違いがあるが、正元年間（二五四―二五六）に成った王沈主編の『魏書』を、実録には程遠いと酷評している点では一致している。『晋書』と『史通』とでは、前者の方が先行する資料ではあるのだが（『史通』は七一〇年に一応の成立）、史官として宮中の善本を閲覧できる立場にあった劉知幾の眼識を信頼して（七）、ここは『史通』の記述内容に沿って論を進めよう。

さて、魏朝は二度にわたって国史編纂の勅命を下し、当代を代表する知識人たちを一堂に集めたにも拘わらず、その事業が遅々として進まなかったのはなぜか。また、なぜ最後には王沈一人がその任に当たることとなったのか。その理由は、おそらくこの『魏書』を評する「多為時諱」の一言に帰着しよう。推し測るに、当時の魏王朝内部には、

歴史家が歴史家たることを許されない空気が充満していたのではないか。それゆえにこそ、心ある文筆家たちは、事実を事実として記せない歴史書の編纂にはどうしても積極的に関わる気にはなれず、そのような膠着した状況の中で、最終的には王沈がほぼ単独でとりまとめに当たることとなったのではあるまいか。

歴史家たちの内情はともかく、事実としてこのように魏朝の国史編纂が難航していた同じ時期、個人的な立場で密かに歴史書を編んでいたのが魚豢である。前掲の『史通』は、先の王沈『魏書』に関する記述に続いて、呉史の編纂、更に西晋の陳寿『三国志』へと論じ至った後、「先是魏時京兆魚豢私撰魏略、事止明帝（是に先んじて魏の時　京兆の魚豢　私に（ひそか）『魏略』を撰するも、事は明帝に止まる）」と述べて、後に『三国志』裴松之注に流れ込む、三国時代に関する後続の諸史料のはじめにこの書を置いている。

魏朝に仕える身である以上、魚豢は当然、王朝内で『魏書』等の編纂が行われていることを知っていたはずである。それなのに、敢えて重ねて私撰の国史を編んだのはなぜか。それはおそらく、魚豢の内部に、勅撰の国史とは異なる独自のスタンスで、当代の史実を書き記しておきたいと願う強い動機があったからだろう。この彼の思想内容は以下の章で詳しく考察するが、ここでは、事実を正確に記しておきたいということそれ自体を明言する例を二三挙げておきたい。まず、卞太后（文帝曹丕の母）の甥、卞蘭の死因について、明帝曹叡（曹丕の子）が勧める水療法を拒絶して病を悪化させたためであることを述べた後で、魚豢はわざわざ「故時人見蘭好直言、謂帝面折之、而蘭自殺、其実不然（故に時人は蘭の好んで直言するを見て、帝之を面折し、而して蘭自殺せりと謂ふも、其の実は然らず）」と記し、世間の誤解を解こうという自身の意思を付記している（『三国志』巻五・卞皇后伝裴注所引『魏略』）。また、明帝の後継者となった斉王曹芳と密議を重ねていた李豊が、司馬師にその内容を白状するよう迫られながらも事実を告げず、ために殺害されたことを述べた後に、「其の事は秘なり」と記し、ここに機密事項を敢えて書き留める

のであることを明言している（同巻九・夏侯玄伝裴注所引『魏略』）。このように撰者の立ち位置にまで言及する記述は、当代の官撰の歴史書には不可能なことであっただろう。

ただし、ここでひとつ補記しておきたいことがある。それは、津田資久氏が夙に指摘しているとおり(八)、魚豢は『魏略』編纂に当たって、国史の依拠した原資料に触れる機会を持っていたはずだということである。彼は、前掲の『史通』に記された、国史編纂者の一人韋誕（一七九―二五三）との間にたしかな交友関係を持っていた。このことは、『三国志』巻二十一・王粲伝の裴松之注に、『典略』二条を引いた後に載せる魚豢自身の次のようなコメントによって知られる。すなわち、彼は戦国時代の魯仲連や前漢の鄒陽といった言葉の達人たちを挙げ、当代の王粲・繁欽・阮瑀・陳琳・路粹らの文章を、先人に引けを取らぬ出来だと称賛した上で、「余又窃怪其不甚見用、以問大鴻臚卿韋仲将（余は又た窃かに其の甚だしくは用ひられざるを怪しみ、以て大鴻臚卿の韋仲将に問ふ）」と述べているのがそれである。「仲将」は韋誕の字で、彼は京兆の人であるが（『三国志』巻二十一・劉劭伝、及び同裴松之注に引く『文章叙録』）、魚豢はこの同郷の先輩に、親しく自身の疑問を投げかけているのである。こうしてみると、彼は自身の見聞のみに頼ったのではなく、宮中に蔵された様々な史料を閲覧する便宜を得、また国史編纂に携わった人物たちの見解にも触れながら、自らの志にかなう歴史書を編んだのだと推測され得よう。

更に言えば、魚豢は韋誕を通じて、官撰の国史が現王朝に対して憚るところの多い編纂物であることを知っていた可能性も高い。それがために、無名の個人の立場であってこそ可能な史実の記録を、彼はひそかに志したのではないか。『魏略』に散見する曹氏一族の内部事情にまで踏み込んだ記述も、魚豢が興味本位で拾い上げたゴシップというよりは、王朝内でたしかに起こった出来事を、事実として包み隠さず書き残しておこうとした結果であるのかもしれない。人の世の流れは、たとえ大きな組織においてであっても、時として非常に個人的な感情のすれ違いから変ずるこ

とも少なくないのだから、それを記さないことには見えてこない歴史的必然性もあるだろう。だとしたら、魚豢の『魏略』は、私撰の編纂物ではありながら、むしろ自己規制による歪みを蔵した国史以上にある意味厳正な、極めて信憑性の高い王朝史であるとさえ言えるかもしれない。

二

紀伝体を取る『魏略』は、その始祖である司馬遷の『史記』に倣って、各列伝の末尾に撰者の論評を付していたようである。『三国志』裴松之注に引かれて現存するところでは、巻三・明帝紀、巻十二・崔琰伝、巻十三・王朗伝、巻十八・閻温伝、巻十九・任城陳蕭王伝、巻二十一・王粲伝、巻二十三・裴潛伝、巻三十・烏丸鮮卑東夷伝の注に、魚豢の名を冠するそうした記述を見ることができる。裴松之が残しておいてくれたこれらの部分は、魚豢が直接その思いを語っているところだけに、彼の思想を探る上での貴重な糸口となるはずである。

その中から、ここではまず明帝紀注に引くところを取り上げたい。裴松之は、明帝曹叡の驍騎将軍であった秦朗の事跡を『魏略』によって紹介し、続いて、『魏略』には倭倖伝が立てられており、秦朗や孔桂がそこに名を連ねていることを指摘した上で、『魏略』に記された孔桂の伝を引用し、その後に魚豢の論評を書き記している。この「魚豢曰」以下を見る前に、倭倖として記された二人について、『魏略』の内容を概略紹介しておこう。孔桂は、武帝曹操に寵愛され、その意を汲んで後継者候補の曹植に肩入れしたところ、このことで曹丕の恨みを買い、後に文帝として即位した丕から収賄の罪により殺害された。秦朗は、武帝・文帝の時代には特に咎もなかったが、明帝の親昵となったため、世の人々は彼が無能であることを知りながらも盛んに賄賂を贈り、その富は公侯にも匹敵するほどになったという。

こうした者たちの伝を記した上で、魚豢は次のように述べる。今、その文意をより明らかにするために、対句を意識しながら原文を提示する。

為上者不虚授　　上為る者は虚しくは授けず、
処下者不虚受　　下に処る者は虚しくは受けず。
然後外無伐檀之歎　　然る後に外には「伐檀」の歎き無く、
内無尸素之刺　　内には尸素の刺(そし)り無く、
雍熙之美著　　雍熙〈和らぎ楽しむ〉の美は著はれ、
太平之律顕矣　　太平の律は顕はる。
而佞倖之徒　　而るに佞倖の徒は、
但姑息人主　　但だ人主に姑息たりて、
至乃無徳而栄　　乃ち　徳無くして栄え、
無功而禄　　功無くして禄あるに至る。
如是焉得不使中正日朘　　是くの如くんば焉んぞ得んや　中正をして日々朘(よわ)り、
傾邪滋多乎　　傾邪をして滋々多からしめざるを。
以武皇帝之慎賞　　武皇帝（曹操）の賞を慎しみ、
明皇帝之持法　　明皇帝（曹叡）の法を持するを以てしても、
而猶有若此等人　　猶ほ此くの若き等の人有り、
而況下斯者乎　　而して況んや斯(これ)に下る者をや。

三行目に見える「伐檀」は『詩経』魏風の詩の篇名で、毛伝の小序には「伐檀、刺貪也。在位貪鄙、無功而受禄、君子不得進仕爾（伐檀は、貪を刺るなり。位に在るものは貪鄙にして、功無くして禄を受け、君子は進仕するを得ざるのみ）」とその主題を解説している(九)。これと対を成す「尸素」は、古くからある慣用語「尸位素餐」あるいは「尸禄素餐」の略語で、職務を全うしないで禄を食むことをいう。魚豢の主張を代弁するならば、こうした弊害は、恩賞などの授受が公平に為されてこそ解消するものだろう。ところが、ただ主に取り入るだけの佞倖の徒は、徳も功績もないのに栄華を極めている。これでは、正直な人間が日々弱り、邪悪な連中が益々はびこっていくことをどうして阻止できようか。賞与に慎重であった武帝、法規に準拠した明帝でさえ、このような輩を存在せしめたのであるから、まして これ以下の者においては尚更であろう。こう彼は慨嘆している。

魚豢のこの論評は、佞幸伝に附せられたものではありながら、興味深いことに、その批判の矛先は、主君に媚びへつらう彼らの卑しい心根に向かうのではなく、彼らを金満家に成り上がらせる社会的風土、すなわち当代の王朝に蔓延する贈収賄、不当な勤務評定と富の不均衡という事象の方へと向かっている。つまりこれは、社会的に低い階層の者が上位者に向けて放つ風刺の矢、一種のルサンチマン的傾きを持った現実批判なのである。

佞倖伝に見える社会風刺と同質の傾きは、この他、王朗伝裴注に引く儒学者たちの伝にも認めることができる。魚豢の『魏略』は、董遇・賈洪・邯鄲淳・薛夏・隗禧・蘇林・楽詳ら七人を儒宗と仰ぎ、彼らの列伝の序文に、漢魏における学術界の推移変遷を次のように記している。その前半は、かいつまんで紹介することとしよう。

天下が分裂した後漢末、学問はひどく衰退したが、魏王朝の成立（二二〇）とともに復興し、太学には各地から数百人もの学生が集った。ところが、太和・青龍年間（二二七―二三七）になると、内外に事変が多発したため、人々は災難を逃れようと、元来が学問を解するわけでもないのに、こぞって太学に入りたがるようになった。学生数は千

の位に上り、博士たちはだいたい皆いいかがんで、弟子を教育する能力もなかった。それに、優秀な者もいたとはいえ、政府機関が示す合格基準はあまりにも高く、加えて本質的な大義の把握は求めずに、語義、筆法、句読のような細かいことばかりを問うものだから、百人が受験して、合格者は十人にも満たないという状況であった。かくして学に志す人士は次第に衰微し、些末にも浮ついたことを追求するような連中がしのぎを削るようになったのである、と。

これに続けて、魚豢は次のように述べている。

正始中、有詔議圜丘、普延学士。是時郎官及司徒領吏二万餘人、雖復分布、見在京師者尚且万人、而応書与議者略無幾人。又是時朝堂公卿以下四百餘人、其能操筆者未有十人、多皆相従飽食而退。嗟夫、学業沈隕、乃至於此。

正始中、詔有りて圜丘を議せんとし、普(あまね)く学士を延(まね)く。是の時　郎官及び司徒領吏二万餘人、分布せりと雖復(いへ)ども、京師に見(あ)る者は尚ほ且つ万人、而して書に応じて議に与る者は略(ほぼ)幾人も無し。又た是の時　朝堂の公卿以下四百餘人、其の能く筆を操る者は未だ十人も有らず、多くは皆相従ひて飽食して退く。嗟夫(ああ)、学業の沈隕せるは、乃ち此に至れり。

ここに記されている正始年間（二四〇―二四九）の有様は、おそらく魚豢がその目と耳で捉えた事実であるに違いない。天を祭る王朝祭祀の検討のために、天下に広く学士を招集する詔が下っても、万をもって数える知識人のうち、これに応ずる者は幾人もいなかった。また、朝廷内の公卿以下四百あまりの人々のうち、達者に筆を執ることができる者は十人にも満たず、多くは連れ立って飽食して退出するのみであった。学問はここまで落ちぶれたのだと魚豢は嘆く。

もちろん、こうした大勢の中にあっても、少数ながら真っ当な学者はいたに違いなく、たとえば魚豢自身も儒宗と

仰ぐ楽詳は、魏朝成立当初の太学の、さしあたり人数を揃えただけのような教授陣の中で、唯一人、五経すべてを教授し、ものわかりの悪い者たちにも辛抱強く説いて聞かせ、晩年の正始年間には、郷里に退居して門徒数千人を抱えていたという（『三国志』巻十六・杜畿伝裴注所引『魏略』）。魚豢はこうした人物たちの列伝を記した後に、学業を積む必要性を説きながら、「今此数賢者、略余之所識也。検其事能、誠不多也、但以守学不輟、乃上為帝王所嘉、下為国家名儒、非由学乎（今此の数賢者は、略余の識る所なり。其の事能を検ずるに、誠に多からざるとも、但だ学を守りて輟めざるを以て、乃ち上は帝王の嘉する所と為り、下は国家の名儒と為るは、学に由るに非ざらんか）」（同王朗伝裴注所引『魏略』）と論評し、彼らのような、たしかに多くの業績を持つわけではないが、それでも地道に学問を続けた身近な儒者たちを高く顕彰しているのである。魚豢が彼らの足跡に目を留めたのは、およそ世に学者と称せられている人々、高い学識があってしかるべき高級官僚たちの無能ぶりに、日々深い失望と憤懣とを感じていたからにほかなるまい。ここでも佞倖伝と同様に、彼の視線は社会の歪みの方へ鋭く注いでいる。魚豢は、学問の内容的堕落を慨嘆する以上に、知識人たる者が、その地位にふさわしい責務を全うしていないことに憤っているのである。

こうした社会批判に通底する記述は、『魏略』の他の部分にも見出せる。たとえば、その清介伝に記された吉茂は、清貧の生活を貫きながら、人に対して高尚ぶった態度も取らず、それでも「心疾不義而貴且富者（心に不義なるも貴く且つ富める者を疾む）」という人物であったが、その九品官人法との関わりを、魚豢は次のように詳述している（『三国志』巻二十三・常林伝裴注所引）。

先時国家始制九品、各使諸郡選置中正、差叙自公卿以下至于郎吏、功徳材行所任。茂同郡護羌校尉王琰、前数為郡守、不名為清白。而琰子嘉仕歴諸県、亦復為通人。嘉時還為散騎郎、馮翊郡移嘉為中正。嘉叙茂雖在上第而状甚下、云徳優能少。茂愠曰、痛乎、我效汝父子冠幘劫人邪。

先の時に国家始めて九品を制し、各諸郡をして中正を選置して、公卿より以下郎吏に至るまで、功・徳・材・行の任ずる所を差叙せしむ。茂の同郡の護羌校尉王琰、前に数郡守と為り、名じて清白とは為されず。而して琰の子嘉　仕へて諸県を歴、亦復た通人と為さる。嘉　時に還た散騎郎と為り、馮翊郡は嘉を移して中正と為す。嘉は茂を叙して「上第に在りと雖ども状は甚だ下なり」とし、「徳は優るるも能は少なし」と云ふ。茂　慍りて曰く、「痛なるかな、我は汝ら父子の冠幘もて人を劫かすに效はんや」と。

魏朝が成立する直前の延康元年（二二〇）、陳羣の建議によって成った九品官人法（『三国志』巻二十二・陳羣伝）は、各郡に置かれた中正なる役人が、その土地の人物を評定して推薦するという制度であるが、この中正官を務めていた王嘉から、理不尽な酷評を受けたのが吉茂である。世間では雅俗諸事に明るい「通人」（一〇）と褒めそやされる王嘉と、郡守を歴任しながら清廉潔白とは言い難い所業を重ねたらしいその父王琰とを指して、「自分はあなた方のように官権を笠に着て人を脅しつけたりはしない」と彼は憤った。この吉茂の言葉を直接話法で記す『魏略』は、たしかに王朝史としては客観性に欠けているのかもしれない。梁の劉勰が「激抗難徴（激抗して徴し難し）」（一一）と批評するのは、他ならぬ『魏略』のこのような筆致に向けてのものだろう。だが、魚豢その人に視点を置いてみるならば、この吉茂の憤怒は彼にとって強い共感を呼び起こす声であった。だからこそ、この一連の経緯を委細漏らさず抄出しないではいられなかったのではあるまいか。

不当な人材登用に対する魚豢の義憤は、『魏略』のその他の部分にも散見する。たとえば、大将軍曹爽の幕僚で、何晏や丁謐・李勝らと反乱を起こして司馬懿に誅殺された鄧颺は、元来が財貨を好む性格で、臧艾なる者に顕官を授ける代わりに、その父の妾を贈与されて世間の噂となったが、彼の人材推挙はおおむねこの類であったと述べること（『三国志』巻九・曹真伝裴注所引）、また、その友人の何晏は、尚書となって選挙を主宰した際、多くその旧知の者を抜擢

したと記すこと（同何晏伝裴注所引）等々はその一端である。反面、知識人社会に人脈を持たない単家出身者の事跡を丁寧に拾い上げているのは（二二）、この彼の義憤と表裏一体の関係を為すだろう。また、先にも触れた「儒宗伝」の論評、あるいは、市場の仲買人から一念発起して学者となった劉仲始なる先人に論及する、裴潜伝裴注に引く魚豢の論評から窺えるように、彼は、地道な努力を重ねて成果を収めた人物をとりわけ高く評価するが、それも、私的な人脈がものをいう、軽佻浮薄な上流社会への批判と同根に出るものだろう。

以上、『魏略』の記述姿勢から読み取れる、撰者魚豢の現実批判を見てきた。彼自身がその事績も知られぬ無名の知識人であったことを思えば、財貨を貪る佞幸の徒、無能な知識人たち、適正さに欠ける人材登用、権力を振りかざして人を愚弄する役人たちに向けられたその憤懣は、もしかしたら、社会的に多くを恵まれていない者が抱きがちな、個人的不公平感に深く根差したものであったのかもしれない。それでも、それが単なる私憤に終わっていないのは、その怒りの根本に、正邪を正し、真っ当な者が報われる世の中を希求する強い思いがあればこそだろう。次章で考察するのはこの彼の思いである。

三

紀伝体を取る『魏略』には、清朝の銭大昕が指摘するように（『二十二史攷異』三国志一「高貴郷公紀」の項）、他の歴史書にはない独特の立伝が認められる。今、先学の指南によりながら、必ずしも特殊ではないものや、前章で既に言及したもの（この場合は巻次を省略）、また伝目の不明なものをも含めて、『三国志』裴松之注に示すところをすべて抽出すれば次のとおりである。

イ、秦朗・孔桂らの「佞倖伝」（『三国志』明帝紀裴注）
ロ、東里袞らの「游説伝」（同巻四・高貴郷公紀裴注）
ハ、脂習・王脩・龐淯・文聘・成公英・郭憲・単固ら七人の「純固伝」（同巻十一・王脩伝裴注）
ニ、許攸・婁圭らを合伝（同崔琰伝裴注）
ホ、董遇・賈洪・邯鄲淳・薛夏・隗禧・蘇林・楽詳ら七人の「儒宗伝」（同王朗伝裴注）
ヘ、王思・薛悌・郤嘉らの「苛吏伝」（同巻十五・梁習伝裴注）
ト、賈逵・李孚・楊沛の三人を合伝（同巻十五・賈逵伝裴注）
チ、孫賓碩・祝公道・楊阿若・鮑出ら四人の「勇侠伝」（同閻温伝裴注）
リ、曹植・曹彰らを合伝（同任城陳蕭王伝裴注）
ヌ、王粲・繁欽・阮瑀・陳琳・路粹らを合伝（同王粲伝裴注）
ル、常林・吉茂・沐並・時苗ら四人の「清介伝」（同常林伝裴注）
ヲ、徐福（徐庶）・厳幹・李義・張既・游楚・梁習・趙儼・裴潛・韓宣・黄朗の十人を合伝（同裴潛伝裴注）
ワ、「西戎伝」（同烏丸鮮卑東夷伝裴注）

この他、『梁書』巻五十二・止足伝序には、『魏略』が田疇・管寧・徐幹（一三）・胡昭を併せて「知足伝」としていたことが見えている。また、『三国志』巻十一・管寧伝裴注に引く焦先・扈累・寒貧ら諸人も、その伝目は未詳ながら、ひとつの列伝としてまとめられていたであろうと銭大昕は推測する。至当であろう。

さて、『魏略』列伝の篇目を概観するに、銭大昕も言うとおり、「佞倖伝」は『漢書』を踏襲するものだろう。また、「儒宗伝」「苛吏伝」「勇侠伝」「西戎伝」は、班固の立てた「儒林伝」「酷吏伝」「游侠伝」「西域伝」にそれぞれ近似

する。「純固伝」「清介伝」といった見慣れない列伝もあるにはあるが、総じて、伝目それ自体は、先行する紀伝体の流れに沿ったと見てよいように思われる。ただし、後に成った陳寿『三国志』と照らし合わせてみると、前掲の『魏略』列伝はこれと重なるところがほとんど見当たらない。

他方、『魏略』における列伝と人物たちとの組み合わせには意外性がある。一例を挙げるならば、「純固伝」に合伝された人々のうち、王脩・龐淯・文聘の三人は『三国志』にもそれぞれ独立した伝が立てられているが（王は巻十一、龐・文は巻十八）、それ以外の人物たちはいずれも『三国志』本文にはほとんど登場せず、その事跡はかろうじて『魏略』（成公英は巻十五・張既伝、単固は巻二十八・王浚伝、脂習と郭憲は王脩伝の裴注に引く）によって知られるのみだと言ってよい。魚豢は、そうした人々を「純固」という共通項で括っているのである。こうした編集態度からは、人物たちの社会的有名無名性とは無関係に、その人の根本にある、生きる姿勢そのものに目を向けようとする彼独特のまなざしが感受される。

これと同質の価値観は、たとえば、明帝の奢侈を強く諫めた司徒軍議掾董尋についての記述からも窺える。この董尋という人物もまた、『魏略』によって後世にその名が伝わった（一四）無名の一属官であるが、魚豢はその上書の全文を載せ、死罪にも当たりかねないこの諫言を明帝が不問に付したこと、後に貝丘県の令となった彼が民心に寄り添う清らかな善政を行ったことを付記している（明帝紀裴注所引『魏略』）。このような『魏略』の記述姿勢を、『史通』載文篇は「若乃歴選衆作、求其穢累、王沈魚豢、是其甚焉（若し乃ち衆作を歴選し、其の穢累を求むれば、王沈・魚豢、是れ其の甚しきなり）」と酷評しているけれども、想像するに、浮華の蔓延を悪む魚豢は、この直諫の士に深く共鳴し、彼が一介の下級役人であろうが何であろうが、その上書の全文を抄出しないではいられなかったのではあるまいか。同じように、たとえば上記「儒宗伝」所掲の七名のうち、賈洪・薛夏・隗禧の三名は『魏略』によってのみ事跡が伝

わる人物であるようだが、魚豢は細やかな筆致で彼らの生きた証しを書き記している。

こうした魚豢のまなざしは、知識人階級に属さない人々へも等しく向けられる。たとえば、前掲「勇侠伝」に付するその論評において、亡命中の趙岐をかくまった孫賓碩、捕虜となった賈逵を脱出させた祝公道の眼識は、「三月、仁に違わず」（『論語』雍也篇）と顔回を称賛した孔子以上であると評せられ、彼らの義侠心は、かの季布の苦境を救った濮陽の周氏や魯の朱家（『史記』巻一〇〇・季布伝）にも勝ると絶賛され、また、近年の楊阿若と鮑出についても、魚豢は次のように高く評価している。

至於鮑出、不染礼教、心痛意発、起於自然、跡雖在編戸、与篤烈君子何以異乎。若夫楊阿若、少称任侠、長遂踏義、自西徂東、摧討逆節、可謂勇而有仁者也。

鮑出の、礼教に染まらず、心に痛み意に発すること、自然に起こるに至りては、跡は編戸に在りと雖ども、篤烈なる君子と何を以てか異ならんや。夫の楊阿若の、少くして任侠と称せられ、長じては遂に義を踏みて、西より東へ徂き、逆節を摧討せしが若きは、勇にして仁有る者と謂ふ可きなり。

この中でも特に、鮑出を評した言葉には注目すべきものがある。魚豢は、礼教という知識人の道徳には染まらず、内から自然にほとばしり出る義侠心によって行動した彼を高く評価して、名もなき平民ではありながら、心篤き君子と何ら異なるところがないと最大級に褒め称えているのである。ちなみに、魚豢による鮑出伝（閻温伝裴注所引『魏略』）には、ごく普通の農民である彼が、戦乱の中で賊に囚われたその母らを全力で救い出した顛末が活写されている。京兆の人と記されているところから推すと、魚豢と同郷の知人であった可能性も高い。そうした一般庶民を、立派な君子と同等に尊重するのが魚豢である。そして彼は、孫・祝・楊・鮑らの伝を記す意図を、「既不欲其泯滅、且敦薄俗（既に其の泯滅を欲せず、且つ薄俗を敦（ただ）さんとすればなり）」と述べている。ここには、軽薄な世俗に対する

手厳しい批判精神と、そうした世にあっても、筋を通して真っ当に生きる人々への熱い敬意とを読み取ることができよう。

先に触れた焦先・扈累・寒貧ら諸人の伝記についても同様のことが言えるだろう。彼らは、前掲の勇侠者たちとは異なって、自ら世の中に向かって何かを働きかけるでもない、むしろ、その存在の意味は周囲の人々の思念によって形作られるというタイプの人々であるが、そうした彼らの事跡を、魚豢は実に詳細に書き記している。ここでは、その中から焦先の伝をかいつまんで紹介しよう。

焦先、字は孝然。中平年間（一八四―一八九）の末に白波賊が起こり、二十歳あまりの焦先は、同郡の少年、侯武陽とその母を助けて逃亡し、東のかた揚州で妻を娶った。建安年間（一九六―二二〇）の初め、西方へ帰還した。建安十六年、関中が混乱すると、焦先は家族を失い、一人、黄河のほとりで草を食べ水を飲み、衣服も履物もない生活をした。土地の長官は彼を逃亡者だと思って捉えようとしたが、武陽は「彼は狂人にすぎません」と言い、かくして戸籍が与えられ、穀物が配給されるようになった。後に疫病が流行り、多くの死者が出たが、役所はいつも焦先に埋葬させて、子供たちはみな彼を軽んじた。しかし、道を行くときは横道をこそこそ通ったりせず、必ず大通りを行き、落ち穂拾いをするときは大きな穂は取らず、飢えても凍えても安易には衣食せず、草を編んで袴を作り、むき出しの頭に裸足だった。外出の際、女性に出会えば姿を隠し、通り過ぎるのを待ってから出てきた。自分でかたつむりのような家を作り、その中を綺麗に掃き清めて、木で寝床を作り、その上に草を敷きつめた。寒いときは火をおこして体をあぶり、独り言を唸っていた。飢えると小作人として働いたが、腹を満たすだけで、賃金は受け取らなかった。道で人に会うと、道を下りて陰に隠れ、人にそのわけをたずねられるといつも「草むらの人間は、狐や兎と同類ですから」と答え、みだりに語ろうとしなかった。太和・青龍年間中

（二二七―二三七）、一本の杖を持って河を南へ渡ろうとし、「まだだめだ」などと独り言を言うので、人々は、彼は狂人ではないのではないかと疑った。嘉平年間中（二四九―二五四）、土地の長官が訪問して食事を共にし、語り合おうとしたが、まったく応じなかった。翌年、呉への出兵についてある人が焦先に問うと、歌を歌って答えたが、誰もその意味がわからなかった。出兵が失敗に終わると、好事家たちは彼の歌の意味を詮索した。こだわりを持った変人を好む董経という人間が、焦先に様々なアプロ―チを試みたが、相手にされなかった。八十九歳で病没した。

この焦先伝には、後漢末という混乱の時代の実相が、英雄でも知識人でもない、ひとりの名もなき庶民の足跡を通して詳細に描き出されている。魚豢のこうした記述姿勢は、貴族制社会が成立しつつあった当時にあっては、ほとんど異端とも言えるようなものであったかもしれない。

様々な階層に属する人の事跡を、様々な視点から分け隔てなく書き記そうとする『魏略』には、たとえば先に見た「勇侠伝」のように、『史記』列伝を想起させるような自由闊達な気風も垣間見える。魚豢の中には、古代社会への回帰を志向する、ラディカルな思想が蔵せられていたのかもしれない。家柄や人脈、文化資本（二五）に囚われることなく、個々人がそれぞれにその持ち味を発揮して活路を切り開く、流動性の高い社会への希求である。

むすびにかえて

魚豢は、その『魏略』西戎伝に、次のような論評を付している。

俗以為営廷之魚不知江海之大、浮游之物不知四時之気、是何也。以其所在者小与其生之短也。余今氾覧外夷大秦

諸国、猶尚曠若発蒙矣、況夫鄒衍之所推出、大易太玄之所測度乎。徒限処牛蹄之洿、又無彭祖之年、無縁託景風以迅游、載騕褭以遐観、但労眺乎三辰、而飛思乎八荒耳。

俗に以為へらく営廷の魚は江海の大なるを知らず、浮游の物は四時の気を知らずと、是れ何ぞや。其の在る所の小さきと其の生の短かきを以てなり。余は今　氾(ひろ)く外夷大秦諸国を覧るに、猶ほ尚ほ曠(あか)るむこと蒙を発するが若きに、況んや夫の鄒衍の推出せる所、大易太玄の度を測る所においてをや。徒らに限りて牛蹄の　洿(みずたまり)に処り、又た彭祖の年無ければ、景風に託して以て迅く游び、騕褭に載りて遐(とほ)く観るに縁無く、但だ労(はる)かに三辰を眺め、而して思ひを八荒に飛ばすのみ。

「営廷」は珍しい語だが、両字の意味と文脈とから、小さく囲い込まれた庭園の池と取っておく。魚豢の言葉を代弁してみよう。俗に、小さな池の魚は江海の広大さを知らず、浮遊するカゲロウは四季折々の気候を知らぬと言う。これはどういうことか。その居る場所が小さいことと、その生命が短いことのためである。私は今、国外の異民族や大秦（ローマ）帝国に連なる諸国を広く眺め渡し、それだけでも目の前が明るくなって蒙昧が切り開かれたような気持ちになっている。まして、かの鄒衍が推定した大世界（『史記』巻七十四・孟子列伝）や、『易経』『太玄経』が推し測る遠大な時間を思えばなおさらだ。ただ牛の蹄の跡にできた水溜り（『淮南子』氾論訓）に居場所を限定され、加えて彭祖の如き永遠の命も与えられていない身としては、和やかな風に乗って天空を疾走し、駿馬に乗って広大な世界をはるばると眺め渡すすべもなく、ひたすら日月星辰をはるかに眺めやり、思いを世界の果てに飛ばすのみである。

今、長々と通釈を示したのは、ここに、魚豢の肉声を聴き取る思いがするからだ。多様な異国の風土について書き記した後、彼の心中に去来したのは、今ここではない遠い世界へのあこがれである。彼は、自身の境遇に言い知れぬ閉塞感を感じていたのだろう。と同時に、自身が生きざるを得ないこの狭い世の中を、遠く離れた広大な世界から鳥

瞰しているようにも感じ取れるのだ。この俯瞰の視点があればこそ、彼は忌憚なく貴族社会の腐敗ぶりを克明に書き記し、また、そこから外れる人々の尊い生の軌跡にも目を留めることができたのだと、そう私には思われる。『魏略』という歴史書は、魏王朝の内実を細密に伝える記録として、意外に高い信憑性を持つと判断されたのであったが、それ以上に、魚豢というひとりの無名の知識人の、生きた証しと言える著作物であった。

注

（一）民国の張鳳一『魏略輯本』（陝西文献徴輯処、采華書林、一九七二年）は、裴注に引くところを中核として資料収集を図っている。

（二）津田資久「『魏略』の基礎的研究」（『史朋（北海道大学文学部東洋史談話会）』三十一号、一九九八年）を参照。

（三）津田前掲論文に、魚豢『典略』との関係性を論ずる中で、姚振宗『三国藝文志』の「典略」の項を援用しつつ指摘する。

（四）張鳳一の前掲書には、諸々の史料を綴り合せた「補三国魏志魚豢伝」が見えている。

（五）川合安「九品官人法の制定と貴族制の形成」（『三国志研究』第四号、二〇〇九年）の注（一一）に、『魏略』に「著姓」と「単家」との対立に関する記載が多いのは、撰者魚豢の思想あるいは関心のあり方によるのかもしれないとの指摘が見える。

（六）津田前掲論文に夙に指摘するとおり、この時の編纂物は、西晋の摯虞注『三輔決録』（『太平御覧』巻七四七）によると、『散騎書』あるいは『大魏書』とも称される、全五十篇の書物として結実したらしい。ただし、この王朝史の内容について、今は知る由もない。『隋書』経籍志にすらすでにその名を認めることができない事実からす

れば、時の研磨には耐え得ない代物であったのかもしれない。

（七）劉知幾『史通』の成立経緯については、西脇常記訳注『史通内篇』（東海大学出版会、一九八九年）の「原序」を参照。

（八）津田前掲論文に、『魏略』が基づいた史料は、韋誕が編纂に従事した第二期の国史であった可能性が高いと結論付けられている。

（九）王先謙『詩三家義集疏』によると、斉・魯・韓の三家詩も『毛詩』と同方向の解釈を取っている。なお、魚豢が師事した隗禧は、四家の詩説いずれをも諳んじていたという（『三国志』王朗伝裴注に引く『魏略』）。

（一〇）六朝知識人の理想像となった「通人」については、吉川忠夫「六朝士大夫の精神生活」（『六朝精神史研究』一九八四年、同朋舎。初出は『岩波講座世界歴史5』一九七〇年、岩波書店）を参照。

（一一）『文心雕龍』史伝篇に、「陽秋魏略之属、江表呉録之類、或激抗難徴、或疎闊寡要（『（晋）陽秋』『魏略』の属、『江表（伝）』『呉録』の類は、或いは激抗して徴し難く、或いは疎闊にして要寡なし）」とある。

（一二）『三国志』本文及び裴松之注の中で、「単家」という語句が用いられているのは六箇所、すべて裴注所引『魏略』であって、「儒宗伝」の薛夏・隗禧（本文既出）、合伝であったらしい徐福（巻三十五・諸葛亮伝）・張既（本文既出）・厳幹・李義（裴潛伝）、及び呉質（王粲伝）の七人についてこう記されている。『魏略』では、「単貧」であったと記される常林（本文既出）もこれに加えてよいだろう。このうち、張既と常林は『三国志』に本伝があるが、そこでは特にこのことへの言及があるわけではない。魚豢独特の着眼であったと言える。

（一三）銭大昕が徐庶と比定するのを、津田前掲論文附表（一）『『魏略』想定篇目一覧」に従って改める。徐庶（徐福）は、本文のヲに示した合伝に見えている。

（一四）董尋の記事は、『北堂書鈔』巻六十八、『太平御覧』巻二四九には『魏志』として引かれているが、『三国志』本文にこの人物の名前は見当たらない。

（一五）柳川順子『漢代五言詩歌史の研究』（創文社、二〇一三年）第六章第一節を参照されたい。渡邉義浩氏をはじめとする先学の研究を踏まえながら、後漢知識人層の文化資本に論及している。

この原稿は、『狩野直禎先生米寿記念三国志論集』（汲古書院、2016 年 9 月）に寄稿したものです。公刊されたものとは字句に若干の違いがあるかもしれません。
なお、明らかな誤字を改めました。赤字で記している 2 箇所です。
［論著等とその概要］の［学術論文］の№41 に挙げたものです。